

各位

株式会社 北洋銀行

## 北洋銀行 J-Coin Pay 加盟店規約改定のお知らせ

いつも、北洋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

北洋銀行では、民法改正に伴い、2020年4月1日(水)に「北洋銀行 J-Coin Pay 加盟店規約」を改定させていただくこととしましたのでご案内申し上げます。

記

## 北洋銀行 J-Coin Pay 加盟店規約改定内容

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| 第1条 目的(変更なし)   | 第1条 目的(変更なし)   |
| 第2条 定義(変更なし)   | 第2条 定義(変更なし)   |
| 第3条 加盟店契約の締結(変更なし)   | 第3条 加盟店契約の締結(変更なし)   |
| 第4条 コインでの決済(変更なし)  | 第4条 コインでの決済(変更なし)  |
| 第5条 コインの精算   | 第5条 コインの精算   |
| 1. 省略(変更なし)  | 1. 省略(変更なし)  |
| 2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済後に債務不履行、返品、 <u>瑕疵</u> その他の問題が生じた場合は、ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとし、当社はなんらの責任も負わないものとします。以下省略(変更なし) | 2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済後に債務不履行( <u>契約不適合</u> を含みます。)、返品、 <u>不備・不具合</u> その他の問題が生じた場合は、ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとし、当社はなんらの責任も負わないものとします。以下省略(変更なし) |
| 3. 省略(変更なし)  | 3. 省略(変更なし)  |
| 第6条 加盟店としての遵守事項(変更なし)  | 第6条 加盟店としての遵守事項(変更なし)  |
| 第7条 システムの使用等(変更なし)   | 第7条 システムの使用等(変更なし)   |
| 第8条 ロゴ等の使用(変更なし)   | 第8条 ロゴ等の使用(変更なし)   |
| 第9条 債権譲渡対価(変更なし)   | 第9条 債権譲渡対価(変更なし)   |
| 第10条 権利帰属(変更なし)  | 第10条 権利帰属(変更なし)  |

|   |  |
|---|--|
| 第 11 条 サービスの中止・中断等(変更なし)  | 第 11 条 サービスの中止・中断等(変更なし)   |
| 第 12 条 守秘義務(変更なし)   | 第 12 条 守秘義務(変更なし)  |
| 第 13 条 個人情報等の取扱い(変更なし)  | 第 13 条 個人情報等の取扱い(変更なし)   |
| 第 14 条 反社会的勢力の排除(変更なし)  | 第 14 条 反社会的勢力の排除(変更なし)   |
| 第 15 条 有効期間(変更なし)   | 第 15 条 有効期間(変更なし)  |
| 第 16 条 加盟店契約の解除(変更なし)   | 第 16 条 加盟店契約の解除(変更なし)  |
| 第 17 条 契約終了後の措置および残存条項(変更なし)  | 第 17 条 契約終了後の措置および残存条項(変更なし)   |
| 第 18 条 損害賠償(変更なし)   | 第 18 条 損害賠償(変更なし)  |
| 第 19 条 遅延損害金(変更なし)  | 第 19 条 遅延損害金(変更なし)   |
| 第 20 条 免責(変更なし)   | 第 20 条 免責(変更なし)  |
| 第 21 条 譲渡禁止等(変更なし)  | 第 21 条 譲渡禁止等(変更なし)   |
| 第 22 条 加盟店への通知および届出事項の変更(変更なし)  | 第 22 条 加盟店への通知および届出事項の変更(変更なし)   |
| 第 23 条 本規約の変更・廃止<br>1. 当社は、相当の事由があると判断した場合には、加盟店の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとします。<br><br>2. 本規約を変更または廃止したときは、加盟店に通知するものとします。 <u>本規約の変更の効力が生じた後、加盟店が本サービスを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなし、加盟店契約の内容となるものとします。</u> | 第 23 条 本規約の変更・廃止<br>1. 当社は、相当の事由があると判断した場合には、加盟店の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、 <u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u> 、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとします。<br><br>2. 本規約を変更または廃止したときは、加盟店に通知するものとします。 |
| 第 24 条 準拠法(変更なし)  | 第 24 条 準拠法(変更なし)   |
| 第 25 条 管轄(変更なし)   | 第 25 条 管轄(変更なし)  |
| 第 26 条 協議解決(変更なし)   | 第 26 条 協議解決(変更なし)  |
| 以上  | 以上   |